

保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程

学位論文審査基準

学位論文の審査にあたっては、保健医療学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の項目について総合的に評価する。

<審査体制>

1. 学位論文の審査は、主査1名、副査2名（内1名は学位論文指導教員）の計3名の論文審査委員を選び出し、審査委員による論文審査と最終試験により行う。なお、論文審査、最終試験に先立ち審査委員を含む教員や学生を対象とした公聴会（研究発表会）を開き、その発表内容の評価を学位論文の評価に組み入れる。
2. 原則的に審査委員は本研究科の専任教員から選出するが、研究の内容によっては、本学の教員あるいは非常勤教員を選定しても良いこととする。

<学位論文の認定基準>

1. 原則として、学位（博士）論文申請者の原著論文であり、印刷公表されたもの、または論文が受理され出版が確定したものであること。
2. 学位（博士）論文申請者が、筆頭著者であること。
3. 学位（博士）論文を掲載する学術雑誌としては、以下のものを認める。
 - (1) ピア・レビューがある国際的学術雑誌
 - (2) 東京有明医療大学雑誌（紀要）（英語論文に限る）
 - (3) その他、保健医療学研究科委員会が認めた国内外の学術雑誌

<学位論文の評価基準>

1. 論文の投稿規程に沿って体裁が整っていること。
2. 研究目的が明らかであり、その目的を達成するために適切な研究が行われていること。
3. 結果が適切に示され、解析されていること。
4. 結果は先行研究を踏まえ十分考察されていること。
5. 結論は結果に基づいて正しく述べられていること。

<最終試験（口頭又は筆記試験）の評価基準>

1. 研究の要約と意義、研究の背景・目的・方法・結果について十分に理解し考察でき、明確に説明できること。
2. 研究内容についての質問に対して、論理的に明快に回答できること。
3. 研究の限界、将来展望について口述できること。
4. 当該研究分野に関する高度な知識を有すること。
5. 当該研究分野に関する国内外の学術雑誌に発表されている最新の知識を有すること。
6. 國際的な発表に対応できる英語能力を有すること。